

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所
1	大林・東亜・森本・フジタ・東武 特定建設工事共同企業体	(代表者 株式会社大林組) 東京都港区港南2-15-2
2	株式会社大林組	東京都港区港南2-15-2
3	東亜建設工業株式会社	東京都新宿区西新宿3-7-1
4	株式会社森本組	大阪府大阪市中央区南本町2-6-12
5	株式会社フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
6	東武建設株式会社	栃木県日光市大桑町138
7	大林道路株式会社	東京都千代田区猿楽町2-8-8
8	不二造園土木株式会社	茨城県土浦市佐野子655

2 指名停止措置期間：平成29年2月15日～平成29年2月28日（2週間）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

大林・東亜・森本・フジタ・東武特定建設工事共同企業体（以下、「大林JV」とする。）が請け負っている平成26年度富岡町除染等工事（その3）において、平成28年11月3日、深谷仮置場内をバックホウに乗車し移動していた作業員が、50cm程度の段差においてバックホウに乗車したまま転倒して、バックホウと地面の間に挟まれ、死亡した。

当該事故は、担当者への指導が不足していたこと、作業手順書・重機作業計画書・作業指示書がなかったことなど、安全管理を怠ったために発生した事故である。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表1第7号に該当する。

従って、本件については、2週間の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表1第7号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7. 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上 4ヶ月以内